

大分県報

令和四年
十月十一日
号外（七一）

（火曜日）

目次

告示

緊急消毒の実施命令.....一

告示

大分県告示第四百九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり緊急消毒を実施することを命ずる。

令和四年十月十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 実施の目的

国内の複数箇所において、野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを踏まえ、今後、県内農場での発生を予防するための緊急的な対応として家きん類飼養農場での消毒薬の散布を徹底する。

二 実施する区域

家きん類を百羽以上飼養する家きん飼養農場その他家畜防疫員が必要と認める農場

三 消毒方法

消石灰等の農場内散布

四 実施期間

令和四年十月十四日から令和五年四月三十日まで